

教義第 719 号

平成 28 年 7 月 12 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長
各 教 科 書 セ ン タ ー （ 分 館 を 含 む ） 館 長
国 立 大 学 法 人 北 海 道 教 育 大 学 長
（ 各 附 属 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長 ）
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

様

北海道教育庁学校教育局長

公正取引委員会による教科書発行者に対する警告等について（通知）

このことについて、公正取引委員会から教科書発行者 9 社に対して、同社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 6 号ハ（不当な利益による顧客誘引））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたことにより警告が発せられたことを受けて、文部科学省から全ての教科書発行者に対して、改めて教科書採択の公正確保の徹底について要請する文書を発出した旨の連絡がありましたので、通知します。

つきましては、本通知について、各機関において所管する全ての学校、教職員等に対して周知徹底を図り、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いいたします。

（ 高 校 教 育 課 普 通 教 育 指 導 グ ル ー プ ）

（ 義 務 教 育 課 義 務 教 育 グ ル ー プ ）

（ 特 別 支 援 教 育 課 学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ ）



事務連絡
平成28年7月6日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

公正取引委員会による教科書発行者に対する警告等について（連絡）

該当の教育委員会等には、先般より御協力いただいていた公正取引委員会による調査に関し、公正取引委員会から教科書発行者9社に対して、同社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第19条（同法第2条第9項第6号ハ〔不当な利益による顧客誘引〕）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたことにより、警告が発せられました。

これを受けて、本日付けで文部科学省から全ての教科書発行者に対して、改めて教科書採択の公正確保の徹底を要請する文書を発出しましたので、お知らせします。

各教育委員会等におかれても、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年3月31日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、今後の教科書採択に当たって、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう必要な措置を講ずるなど、教科書採択の公正確保の徹底について、引き続き尽力いただきますようお願いいたします。

また、別に通知したとおり、平成29年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書の需要数の報告期限について、平成28年10月31日とする省令改正が公布・施行されましたので、教科書見本の取扱いや、過大な宣伝行為等への対処等に、引き続き、遺漏なきようお願いはからいます。

※ なお、4月に御連絡したとおり、本年度の採択状況調査においては、特定の教科書発行者と一定の関係にある者を教科書採択に関与させないようにするために講じた措置や方策について調査を行う予定であるとともに、例年と同じく、教科書見本の取扱い等に関する要望等についてもお伺いする予定ですので併せて御承知置きください。

【本件担当】

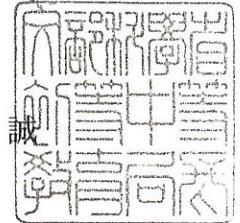
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
03(5253)4111 内線2576



28文科初第542号
平成28年7月6日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



(印影印刷)

公正取引委員会の警告を踏まえた教科書採択の
公正確保の徹底について（通知）

本日、公正取引委員会から教科書発行者9社に対して、同社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第19条（同法第2条第9項第6号ハ〔不当な利益による顧客誘引〕）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたことにより、警告が発せられました。

当該警告は、昨年度、義務教育諸学校用教科書を発行する教科書発行者において、検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が行われていたことが明らかになったこと等を契機として調査が開始されたものですが、「教科書採択の公正確保について」（平成28年4月27日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、このような行為は、教科書採択の公正性・透明性に強い疑念を生じさせるものであり、今般、公正取引委員会からも、法令の規定に基づいて不公正な取引方法に当たるおそれがあるとの判断が下されたことについては、教科書の作成に携わる者として、改めて重く受け止める必要があります。

現在、来年度に使用される教科書の採択期間中であるとともに、「特別の教科 道徳」の小学校用教科書及び高等学校用教科書の検定期間中でもあり、また、高等学校用教科書を発行する教科書発行者に対しては、現行の学習指導要領に基づく教科書に関して行われた不公正な行為の有無について内部調査の実施を要請しているところですが、本年度はもとより、今後の教科書の作成に当たっては、教科書の著作・編集から検定、採択、発行に至るまでのあらゆる段階において、国民からいかなる疑惑の目も向けられることのないよう取り組むことが必要です。

具体的には、一般社団法人教科書協会に加盟する教科書発行者においては、同協会と緊密に連携し、実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」を速やかに実行に移すとともに、各教科書発行者において社内ルールを含めた公正性・透明性の確保の徹底を図ること。また、それ以外の教科書発行者においても、同規範等も参考に、自らの活動の公正性・透明性を担保するための措置

を講ずることにより、全ての児童生徒の学校の授業や家庭における学習活動において不可欠な教科書の作成に携わる者として、全ての活動における公正性・透明性の確保に万全を期していただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576